

入管から見える「外国人との共生」

高松出入国在留管理局審査部門 芳賀延寿

いま四国に求められる相談支援

国際交流協会と外国人相談の視点から

NPO法人 国際活動市民中心(CINGA)
コーディネーター 新居みどり

「外国人相談」とは

相談の分野 法律・教育・行政・医療

4つの分野が**からみあつた**状態で寄せられる

| 主な内容 | 分野 |
|----------------------------------------------------|------|
| 在留資格、国籍、賃金不払い、解雇、労災、損害賠償、交通事故、遺言、相続、離婚、親権、医療過誤、企業等 | 法律 |
| 子どもの教育、進学、いじめ等 | 教育 |
| 生活保護、健康保険、年金、税金、住居、隣人トラブル | 行政 |
| こころの問題（アルコール＆薬物依存、幻覚、被害妄想）等 | 心の医療 |

外国人相談センター/多文化共生センター



外国人相談事業とは

実施しているのは:

- (1)国レベル
- (2)都道府県・政令指定都市での広域相談
- (3)自治体の外国人相談窓口
- (4)NPOなどの相談対応
- (5)専門家相談会

外国人相談事業とは

- 在住外国人が抱える生活全般の相談に
一義的に対応することができる
- 課題に応じて情報提供を行う
- 個々の相談に対応できる組織・機関につなぐ

外国人相談事業の限界

外国人相談は2つの種類

■外国人相談

日常的に継続的に会う人びとの間で行われる相談

(例 国際交流協会、日本語教室、保育園、職場など)

■外国人相談事業

組織によって施策・事業として行われる相談

(例 自治体など)

国際交流協会とは

設立背景

- 1977年 (財)神奈川国際交流協会(現 かながわ国際交流財団)が日本で初めて設立される
- 1986年 自治省は「国際交流プロジェクト構想」を発表、翌87年には「地方公共団体における国際交流のあり方に関する指針」
- 1988年 竹下内閣のふるさと振興1億円政策により、ユニークな国際交流事業が行なわれ、この交付金を基金として更に多くの国際交流団体が設立された。また、この時期は姉妹都市提携の数も過去最高を記録した。

参考)

- 自治体国際化協会『地域国際化協会のあり方に関する調査研究報告書』2000
自治体国際化協会『市区町村国際交流協会ダイレクトリー』2001
国際交流基金『日本の国際交流活動団体の現状』2000

4つの組織形態

- 全国レベル / 都道府県レベル、
 - ・一般財団法人 自治体国際化協会
 - ・都道府県と政令指定都市に設置された自治体国際化協会
例)徳島県国際交流協会 など
- 市町村レベル
 - ・自治体主導で設立され、有給で常勤職員を置いている、または、団体行政職員がその事務作業だけを兼務で担う団体
 - 市民レベルで立ち上がり、その運営もボランティアが行い、補助金のみを自治体が拠出する団体などがある。
※有給常勤職員を配置している団体のほうがはるかに少ない。また職員の有無に関わらずその多くが任意団体となっている。
- 市民活動
 - ・団体はその約2500を超えるとされている。その80%が1970年以降に設立されており、1980年代がピークともいわれる。

国際交流協会の活動と外国人相談は表裏一体



ポイント

- 吉野川市国際交流協会は
何が人を惹きつけるのか
- 人と人の関係づくり
- 人のつながりと
セーフティーネット

休憩

～交流ボードをご活用ください～

